第2回地域自治組織等小委員会資料

資料 総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢 1ページ

資料 地域自治組織における協議会等の形態例 2ページ

資料 総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢

総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢

類		選	総	合支所事務所	地域自治区事務所		合併	特例区事務所		設置	設置期間満了	, ,,,
型		選 - 肢	事務所	支所長	事務所	区の長	事務所	区の長	協議会等の形態	期間	後の選択肢	備考
活 用 用	医			一般職					仮称 地域住民会 議(附属機関)	永年		総合支所に地域 振興担当を配置
f	制 宴			助役を置き、支所長 の職務を事務取扱					仮称 地域住民会 議(附属機関)	永年		総合支所に地域 振興担当を配置
会 地 域				一般職					地域審議会	10年 程度		総合支所に地域 振興担当を配置
	審議			助役を置き、支所長 の職務を事務取扱					地域審議会	10年 程度		総合支所に地域 振興担当を配置
自 - 治				一般職	総合支所 が兼ねる	支所長が事務所長を 兼務			地域協議会	永年		総合支所に地域 振興担当を配置
型船合併	设			助役を置き、支所長 の職務を事務取扱	総合支所 が兼ねる	助役が事務所長の職 務を事務取扱			地域協議会	永年		総合支所に地域 振興担当を配置
					総合支所 が兼ねる	支所長が事務所長を兼務			地域協議会	10年 程度		総合支所に地域 振興担当を配置
自治				助役を置き、支所長 の職務を事務取扱	総合支所 が兼ねる	助役が事務所長の職 務を事務取扱			地域協議会	10年 程度		総合支所に地域 振興担当を配置
型				区長が支所長の職務 を事務取扱	総合支所 が兼ねる	区長(特別職)			地域協議会	10年 程度		総合支所に地域 振興担当を配置
合併				一般職				長(特別職)	合併特例区協議 会	5年 以内		合併特例区事務所 が地域振興を担当
特 例 区 型				一般職				長(特別職、助役を 兼職)	合併特例区協議 会	5年 以内		合併特例区事務所 が地域振興を担当
			· - - > / - = = =	合併特例区の長が兼職				長(特別職、支所長 を兼職)	合併特例区協議 会	5年 以内		合併特例区事務所 が地域振興を担当

注1) 地域自治区及び合併特例区は、関係町村の区域を単位として設置するものと仮定した。注2) の部分は、兼ねて設置することにより不要となるもの。

資料 地域自治組織における協議会等の形態例

地域自治組織における協議会等の形態例(タタキ台)

名称	設置根拠	設置	権	構成員				会長及び副会長		備考
		期間	作	定数	任期	選任方法	解任方法	選任方法	解任方法	
(仮)地域住民会議	地方自治法第 138条の4	永年	1 町長が諮問した事項又は必要と認める事項に関し、意見を述べることができる。 当該地域の振興に関する事項 当該地域を包括する総合支所の事務に関する事項 町と当該地域に住所を有する者との連携の強化に関する 事項	15人以内		次に掲げる者のうちから町 長が委嘱する。 公共的団体に所属す る者で当該団体が推薦 する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	当該区域に住所を 有しなくなった場合 公共的団体が推薦 を取り消した場合 行政区の長でなくなった場合	する。	た場合は、失職する。	所地域振興担当
	市町村の合併 の特例に関す る法律第5条 の4	10年 程度	の長に意見を述べることができる。	以内		次に掲げる者のうちから町 長が委嘱する。 公共的団体に所属す る者で当該団体が推薦 する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	当該区域に住所を 有しなくなった場合 公共的団体が推薦 を取り消した場合 行政区の長でなくなった場合	する。	構成員でなくなっ た場合は、失職 する。	
地域協議会	地方自治法第 202条の5	永年	1 町長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の機関に意見を述べることができる。 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項町が処理する事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 2 施策に関する重要事項で地域自治区の区域に係るものの決定、変更に際し、あらかじめ意見を述べること。	以内		設置区域に住所を有する 次に掲げる者のうちから町 長が委嘱する。 公共的団体に所属す る者で当該団体が推薦 する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	当該区域に住所を	構成員の互選とする。	構成員でなくなった場合は、失職する。	
	市町村の合併 の特例に関す る法律第5条 の5	10年 程度	1 町長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の機関に意見を述べることができる。 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 町が処理する事務処理に当たっての地域自治区の区域内 に住所を有する者との連携の強化に関する事項 2 施策に関する重要事項で地域自治区の区域に係るものの決 定、変更に際し、あらかじめ意見を述べること。	i 以内 ii	(法定 は4年)	次に掲げる者のうちから町 長が委嘱する。 公共的団体に所属する者で当該団体が推薦 する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	当該区域に住所を 有しな〈なった場合 公共的団体が推薦 を取り消した場合 行政区の長でな〈なった場合	する。	構成員でなくなった場合は、失職する。	所地域振興担当
	市町村の合併 の特例に関す る法律第5条 の18	5年以内				設置区域に住所を有する 者で合併町村の議会の議 員の被選挙権を有する次 に掲げる者のうちから町長 が委嘱する。 公共的団体に所属す る者で当該団体が推薦 する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	当該区域に住所を 有しな〈なった場合 合併町村の議会の 議員の被選挙権を有	構成員の互選とする。	構成員でなくなった場合は、失職する。	